

特定事業の選定について

上市町は、令和8年6月10日に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、上市町義務教育学校整備事業に関する実施方針を公表した。

この度、PFI法第7条の規定により、上市町義務教育学校整備事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和8年9月25日

上市町長 中川 行孝

第1 事業の概要

1 事業名称

上市町義務教育学校整備事業（以下「本事業」という。）

2 事業内容

本事業で対象とする施設は、次に掲げるものとする。このうち、①②は新設であり、複合化した施設整備、維持管理、運営を行うものとし、①②を総称して「本施設」とする。③は解体・撤去する。

- ① 上市町義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）
- ② こども図書館（町立上市図書館分館）（以下「こども図書館」という。）
- ③ 上市町立上市中学校（以下「既存中学校」という。）

3 事業方式

本事業は、本施設の管理者である本町が、民間事業者（以下「事業者」という。）と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計及び建設等の業務を行い、本町に所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式として、DBO（Design Build Operate）方式で実施する。なお、事業の手続については、PFI法に定める手続に準じて進める。

4 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和29年3月末日までとする。

5 公共施設等の立地条件及び規模

- ① 事業予定地：富山県中新川郡上市町稗田 1
- ② 敷地面積 : 31,587.96 m²（現上市町立上市中学校敷地から道路拡幅面積を除く）
 1,658.20 m²（B&Gプール跡地）

第2 事業の評価

本町の財政負担見込額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

1 本町の財政負担見込額による定量的評価

(1) 本町の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本町が自ら実施する場合及びDBO方式として実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は本町が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 財政負担見込額算定の前提条件

	本町が自ら実施する場合	DBO方式として実施する場合
財政負担の主な内訳	① 施設整備費用（調査・設計費、建設工事費、解体・撤去工事費、工事監理費、什器・備品整備費及び運営費等） ② 維持管理費用 ③ 地方債の償還に要する費用	① サービスの対価（調査・設計費、建設工事費、解体・撤去工事費、工事監理費、什器・備品整備費、維持管理費及び運営費、開業前経費等） ② アドバイザー費用 ③ モニタリング費用 ④ 地方債の償還に要する費用 ⑤ 事業者からの税収（町税）を反映
共通事項	① 事業期間：約20年 ・ 設計及び建設期間：5年10か月 ・ 維持管理期間：一期工事部分（15年9か月）、二期工事部分（14年4か月）、三期工事部分（13年8か月） ・ 運営期間（開業準備期間を除く。）：給食調理業務及び学校図書館・こども図書館運営業務（15年7か月）、学校開放施設運営業務（15年） ② 割引率：4.0% ③ インフレ率：考慮しない	
資金調達に関する事項	① 国庫補助金等 ・ 文部科学省 公立学校施設整備費負担金等 ② 地方債（公的資金） ・ 償還期間 10年（元本据置1年）、25年（元本据置3年）、30年（元本据置3年） ・ 元利均等償還（年2回） ・ 調達金利は、直近の金利をもとに近年の金利動向を勘案して設定 ③ 一般財源	① 国庫補助金等 ・ 本町が自ら実施する場合と同一条件 ② 地方債（公的資金） ・ 本町が自ら実施する場合と同一条件 ③ 一般財源
設計及び建設・工事監理、解体・撤去等に関する費用	概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	本町が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理及び運営に関する費用	同用途の他事例の実績等を勘案して設定	本町が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が可能となるものとして設定

(2) 財政負担見込額の比較

上記前提条件に基づき、本町が自ら実施する場合及びDBO方式として実施する場合の本町の財政負担見込額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなり、DBO方式として実施することにより、約7.1%の財政負担額の削減が見込まれる。

	本町が自ら実施する場合	DBO方式として実施する場合
指数	100.0	92.9

2 DBO方式として実施することの定性的評価

(1) 効率的な設計、建設、維持管理及び運営の実施

本施設の設計、建設、維持管理、運営の各業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力及び資金調達能力等が最大限に発揮される。

具体的には、供用開始後の維持管理及び運営方針に即した施設整備や、合理的な施設計画、工事計画（建設、解体）等が可能となる。本施設整備期間中であっても既存中学校校舎での教育活動を継続することを前提とした本事業においても、建設期間中及び供用開始後について、施設機能が向上し、効率的かつ効果的な学習環境や地域活動等の環境が創出されることが期待できる。

(2) 公共サービスの向上

事業者が持つ経営理念から生まれるアイデア、自由な発想、コスト低減及び施設の魅力等を十分に引き出し、施設利用者の視点に立ち施設利用者の満足度を得るための工夫が図られると考えられる。

具体的には、学校施設及び複合施設の一体管理及び運営による効率化等が期待でき、公共サービス水準の向上や教育環境の向上、地域交流の促進が併せて期待できる。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業実施

DBO方式として実施する場合、施設整備のための設計・建設・解体等におけるリスク、維持管理・運営におけるリスク等、想定可能なリスクについて、民間に移転することが可能である。

本町と事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備することにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切かつ迅速な対応が

可能となり、長期にわたって、事業目的が円滑に遂行され、安定かつ効率的な事業運営が期待できる。

3 総合評価

本事業はPFI法に準じ、DBO方式として実施することにより、本町が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本町の財政負担額について、約7.1%の削減（リスク調整額を除く）を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

なお、本町から事業者に移転するリスクや、設計、建設、維持管理、運営の各業務の一括発注による事業期間内の公共部門の間接的コスト（庁内の人件費や事務費等）の削減効果については定量化していないが、この移転リスクを勘案すると、さらなる VFM（Value For Money）の拡大が見込まれる。

以上により、本事業をDBO方式として実施することが適当であると認められることから、PFI法第7条の規定に基づき特定事業として選定する。